第1章 定款

社会福祉法人中東福祉会定款

(昭和54年 9月 3日制定)

改正	昭和56年	12月	4 日	平成16年	9月21日	平成 2 4 4	F 9月1	0 目
	昭和59年	10月2	9 目	平成16年1	2月22日	平成 2 5 年	手 5月3	0 日
	昭和62年	6月	5 目	平成17年	3月28日	平成 2 5 年	手10月3	0 日
	平成 2年	3月2	8日	平成17年	5月30日	平成 2 6 年	手 3月2	8 目
	平成 4年	5月2	6 目	平成17年	9月27日	平成 2 6 年	F 8月2	0 日
	平成 5年	5月2	1 日	平成18年	3月29日	平成 2 6 年	手10月	9 目
	平成 6年	2月2	8 目	平成18年	5月31日	平成 2 7 年	F 8月2	6 目
	平成 6年	5月3	0 日	平成18年	6月30日	平成 2 8 年	手 3月2	4 日
	平成 7年	3月2	8 日	平成18年	9月29日	平成 2 9 年	F 4月	1 目
	平成10年	3月2	7 日	平成19年	3月27日	平成 2 9 年	手 6月1	6 目
	平成11年	3月1	7 日	平成19年	5月31日	平成30年	手 3月2	3 目
	平成11年	8月	4 日	平成19年1	2月26日	平成30年	手 6月	8 目
	平成12年	3月3	0 目	平成20年	3月27日	平成30年	手10月1	2 日
	平成13年	3月2	7 目	平成21年	3月27日	平成31年	手 3月2	2 日
	平成13年	8月2	4 日	平成21年	8月25日	令和 元年	手 6月	7 日
	平成13年	12月2	1 目	平成22年	3月26日	令和 2年	手 6月1	1 目
	平成14年	11月	1 目	平成22年	5月31日	令和 4年	手10月2	1 目
	平成15年	3月2	5 目	平成22年1	2月24日	令和 5年	手 3月1	6 目
	平成15年	9月2	5 目	平成24年	2月27日			
	平成16年	3月2	5 目	平成24年	5月29日			

第1章総則

(目 的)

- 第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。
 - (1) 第一種社会福祉事業
 - イ 障害者支援施設の経営
 - ロ 特別養護老人ホームの経営
 - (2) 第二種社会福祉事業
 - イ 障害福祉サービス事業の経営
 - ロ 一般相談支援事業の経営
 - ハ 特定相談支援事業の経営
 - ニ 障害児相談支援事業の経営

- ホ 移動支援事業の経営
- へ 地域活動支援センターの経営
- ト 老人短期入所事業の経営
- チ 老人デイサービス事業の経営
- リ 老人介護支援センターの経営
- ヌ 老人デイサービスセンターの経営
- ル 小規模多機能型居宅介護事業の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人中東福祉会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適 正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質 の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を新潟県五泉市本町六丁目7番7号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任 ・解任委員会において行う。
- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、外部委員3名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営に ついての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任 と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時 評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した 後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第8条 評議員に対して、各年度の総額が810,000円を超えない範囲で評議員会において 別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。
- 2 評議員には、費用を弁償することができる。

第3章 評議員会

(構 成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権 限)

- 第10条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 事業計画及び収支予算の承認
 - (5) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
 - (6) 定款の変更
 - (7) 残余財産の処分
 - (8) 基本財産の処分
 - (9) 理事会において評議員会に付議した事項
 - (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

- 第11条 評議員会は、定時評議員会として、毎会計年度終了後3箇月以内に1回開催する ほか、3月に開催する。
- 2 臨時評議員会は、必要がある場合に開催することができる。

(招集)

- 第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき 理事長が招集する。
- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、 評議員会を開催することができる。
- 3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、 評議員会の招集を請求することができる。
- 4 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(議 長)

第13条 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員の中から選出する。

(決 議)

- 第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規程にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を 除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることがができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、議事録に 署名又は記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

- 第16条 この法人には、次の役員を置く。
 - (1) 理事6名以上8名以内
 - (2) 監事2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

- 第17条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を 執行する。
- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を 理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成 する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の 状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

- 第20条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資金 収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査 報告を作成する。
- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、 会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

- 第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、 前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により 退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を 有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時 評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかっ たときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

- 第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任する ことができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することが できる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、 会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、 解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

- 第23条 理事及び監事には、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定 した額を報酬等として支給することができる。
- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職 員)

- 第24条 この法人に、職員を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構 成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるもの については理事長が専決し、これを理事会に報告する。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長の選定及び解職
 - (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(招集)

- 第27条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第28条 理事会に議長を置き、議長はその理事会において出席した理事の中から選出する。

(決 議)

- 第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が 出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。) の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議 を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 会議に出席した理事長及び監事が、署名又は記名押印する。

第6章 委員会

(委員会)

- 第31条 この法人は組織の円滑な運営を図るため、委員会を設けることができる。
- 2 委員会の委員は理事長が委嘱する。
- 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

第7章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第32条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種類とする。
- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第40条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きを とらなければならない。

(基本財産の処分)

- 第33条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ理事総数 の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、新潟県知事の承認を得なければなら ない。ただし、次の各号に掲げる場合には、新潟県知事の承認は必要としない。
 - (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
 - (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付けが行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

- 第34条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な 有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

- 第35条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに 、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。 これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、法人の事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き 、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を

作成し、監事の監査を受け、かつ第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を 受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、 定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める 要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時 評議員会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を法人の事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に 供するとともに、定款を法人の事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第38条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会に おいて定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第39条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようと するときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

第8章 公益を目的とする事業

(種 別)

- 第40条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、 自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の 事業を行う。
 - (1) 居宅介護支援事業
 - (2) 介護保険法に定める訪問調査の受託等
 - (3) 公共団体等施設賃貸借事業
 - (4) 喀痰吸引等研修(第1号研修·第2号研修)事業
 - (5) 介護保険法に基づく第1号介護予防支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意及び 評議員会の承認を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第41条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第9章 解散

(解 散)

第42条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由 により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

- 第44条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、新潟県知事の認可 (社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを 除く。)を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を新潟県 知事に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、社会福祉法人中東福祉会の掲示場に掲示並びにホームページに公開するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第46条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく この定款に基づき役員の選任を行うものとする。

理事長 斎 藤 萬 歳 小平治 理 事 広 瀬 洋 一 坂 上 洋 司 IJ 深井竜吉 石 井 久 友 IJ 中山義英 熊木三郎 IJ 伊 藤 勝三郎 IJ 宮崎純能 IJ IJ 大 竹 一 雄 天 野 武 IJ 角田正夫 清 野 長谷川 利 務 小 柳 忠 監事藤本一夫 近 藤 宗一郎

附 則

この定款は、公布の日から施行し、昭和56年12月 4日から適用する。

附則

この定款は、公布の日から施行し、昭和59年10月 1日から適用する。

附 則

この定款は、公布の日から施行し、昭和 62年 4月 1日から適用する。

附 則

この定款は、公布の日から施行し、平成 2年 4月 1日から適用する。

附則

この定款は、公布の日から施行し、平成 4年 4月 1日から適用する。

附則

この定款は、平成 5年 5月21日から施行する。

附 則

この定款は、平成 6年 4月 1日から施行する。

附即

この定款は、平成 6年 5月30日から施行する。

附 則 この定款は、平成 7年 4 月 1日から施行する。 附 則 この定款は、平成10年 4月 1日から施行する。

附 則 この定款は、平成11年 4月 1日から施行する。

附 則 この定款は、平成11年 9月 1日から施行する。

附 則 この定款は、平成12年 4月 1日から施行する。

附 則 この定款は、新潟県知事の認可を受けた日 (平成13年 7月 9日)から施行する。

附 則 この定款は、新潟県知事の認可を受けた日 (平成14年 2月 1日)から施行する。

附 則 この定款は、新潟県知事の認可を受けた日(平成14年11月28日)から施行する。

附 則 この定款は、新潟県知事の認可を受けた日 (平成15年 4月 1日)から施行する。

附 則 この定款は、新潟県知事の認可を受けた日(平成15年10月 1日)から施行する。

附 <u>則</u> この定款は、新潟県知事の認可を受けた日 (平成16年 3月30日)から施行する。

附 則 この定款は、新潟県知事の認可を受けた日(平成16年10月 1日)から施行する。

附 則 この定款は、平成 16年 11月 1日から適用する。

この定款は、新潟県知事の認可を受けた日(平成17年 4月 1 日)から施行する。

附 則

この定款は、平成 17年 5月30日から施行する。 但し、「新潟市」については、平成 17年 3月21日から適用する。

附 則

この定款は、新潟県知事の認可を受けた日(平成17年9月30日)から施行する。

附 則

この定款は、新潟県知事の認可を受けた日(平成18年4月1日)から施行する。

附 則

この定款は、新潟県知事の認可を受けた日 (平成 18年 6月20日)から施行する。 ただし、改正後の第1条と第13条については平成18年8月1日から施行する。

附 則

この定款は、新潟県知事の認可を受けた日(平成18年7月1日)から施行する。

附則

この定款は、新潟県知事の認可を受けた日(平成18年9月29日)から施行する。

附則

この定款は、新潟県知事の認可を受けた日(平成 19年 5月 1日)から施行する。

附 則

この定款は、新潟県知事の認可を受けた日(平成20年3月6日)から施行する。

附則

この定款は、新潟県知事の認可を受けた日 (平成 20年 5月23日)から施行する。

附 則

この定款は、新潟県知事の認可を受けた日 (平成 21年 2月27日)から施行する。

附則

この定款は、新潟県知事の認可を受けた日(平成21年5月12日)から施行する。

附則

この定款は、新潟県知事の認可を受けた日(平成21年10月27日)から施行する。

附 則

この定款は、平成 22年 12月 24日から施行する。

附 則

この定款は、新潟県知事の認可を受けた日(平成23年2月15日)から施行する。

附 則

この定款は、平成24年2月27日から施行する。

附則

この定款は、平成 24年 9月 10日から施行する。

附則

この定款は、新潟県知事の認可を受けた日 (平成 24年 9月19日)から施行する。

附則

この定款は、新潟県知事の認可を受けた日 (平成 25年11月20日)から施行する。

附 則

この定款は、新潟県知事の認可を受けた日(平成26年1月10日)から施行する。

附 則

この定款は、新潟県知事の認可を受けた日(平成26年5月30日)から施行する。

附即

この定款は、平成 26年 8月 20日から施行する。

附 則

この定款は、新潟県知事の認可を受けた日(平成26年12月5日)から施行する。

附 則

この定款は、新潟県知事の認可を受けた日(平成27年10月23日)から施行する。

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附間

この定款は、平成 29年 6月16日から施行する。

附則

この定款は、平成30年3月23日から施行する。

附則

この定款は、平成30年6月8日から施行する。

附則

この定款は、平成30年10月12日から施行する。

附則

この定款は、新潟県知事の認可を受けた日(平成31年4月10日)から施行する。

附則

この定款は、令和元年6月7日から施行する。

附 則

この定款は、令和2年6月11日から施行する。

附則

この定款は、新潟県知事の認可を受けた日 (令和 5年 1月24日)から施行する。

附則

この定款は、令和5年3月16日から施行する。

別表

基 本 財 産

1 土 地

(1) 「いずみの里」の敷地

31筆 89,185.01㎡

地 番	地目	地 積 (m²)
新潟県五泉市中川新字上ノ平1498番	宅 地	15, 459. 00
新潟県五泉市中川新字上ノ平1518番	宅 地	2, 969. 00
新潟県五泉市中川新字上ノ平1525番	原 野	244.00
新潟県五泉市中川新字上ノ平1527番	畑	733.00
新潟県五泉市中川新字上ノ平1529番	宅 地	1, 034. 95
新潟県五泉市中川新字上ノ平1530番1	宅 地	546. 23
新潟県五泉市中川新字上ノ平1530番2	宅 地	86. 24
新潟県五泉市中川新字上ノ平1533番1	宅 地	731.00
新潟県五泉市中川新字上ノ平1552番1	雑種地	6, 002. 00
新潟県五泉市中川新字上ノ平1597番	畑	381.00
新潟県五泉市中川新字上ノ平1598番2	雑種地	138. 00
新潟県五泉市中川新字用水中瀬1760番4	山林	1, 313. 00
新潟県五泉市中川新字用水中瀬1761番2	山林	1, 434. 00
新潟県五泉市中川新字用水中瀬1761番4	山林	40.00
新潟県五泉市中川新字用水中瀬1762番1	山林	16, 779. 00
新潟県五泉市中川新字用水中瀬1763番3	山林	226. 00
新潟県五泉市中川新字用水中瀬1766番3	山林	48.00
新潟県五泉市中川新字上ノ平5438番	宅 地	661.00
新潟県五泉市中川新字上ノ平5439番	宅 地	17, 761. 78
新潟県五泉市中川新字上ノ平5444番2	宅 地	1. 05
新潟県五泉市中川新字上ノ平5446番3	宅 地	41.70
新潟県五泉市中川新字上ノ平5452番4	宅 地	17. 20
新潟県五泉市中川新字上ノ平5453番3	宅 地	22. 38
新潟県五泉市中川新字上ノ平5457番4	宅 地	18. 03
新潟県五泉市中川新字上ノ平5458番3	宅 地	12. 10
新潟県五泉市中川新字上ノ平5472番3	宅 地	31. 68
新潟県五泉市中川新字上ノ平5494番	宅 地	5, 944. 00
新潟県五泉市中川新字上ノ平5539番1	宅 地	2, 120. 67
新潟県五泉市中川新字上ノ平5541番1	雑種地	5, 722. 00
新潟県五泉市中川新字上ノ平5545番1	雑種地	8, 438. 00
新潟県五泉市中川新字上ノ平5545番2	雑種地	229. 00

(2) 「菅名の里」の敷地

11筆 13,066.66㎡

内 訳

地 番	地目	地 積 (m²)
新潟県五泉市馬下字大沢1814番19	宅 地	10, 165. 66
新潟県五泉市馬下字葭ヶ沢1819番	宅 地	1, 270. 00
新潟県五泉市馬下字葭ヶ沢1825番	宅 地	321. 00
新潟県五泉市馬下字屋敷上1774番	山 林	85. 00
新潟県五泉市馬下字屋敷上1775番	山 林	13. 00
新潟県五泉市馬下字屋敷上1776番	山 林	72. 00
新潟県五泉市馬下字屋敷上1777番1	山 林	195. 00
新潟県五泉市馬下字屋敷上1778番	山 林	145. 00
新潟県五泉市馬下字屋敷上1779番1	山 林	162. 00
新潟県五泉市馬下字屋敷上1781番1	山林	582. 00
新潟県五泉市馬下字屋敷上1782番1	山林	56.00

(3) 「きなせ家」の敷地

3筆

695.54 m²

内 訳

地 番	地目	地 積 (m²)
新潟県五泉市寺沢三丁目762番3	宅 地	300. 42
新潟県五泉市寺沢三丁目763番4	宅 地	393. 85
新潟県五泉市寺沢三丁目971番10	宅 地	1. 27

(4) 「なずな」の敷地

4筆

 $396.04\,\mathrm{m}^2$

地 番	地目	地 積 (m²)
新潟県五泉市木越字伝本乙2932番1	宅 地	23. 46
新潟県五泉市木越字伝本乙2933番1	宅 地	126. 46
新潟県五泉市木越字伝本乙2933番4	宅 地	176. 08
新潟県五泉市木越字伝本乙2933番6	宅 地	70.04

(5) 「帛の郷」の敷地

4筆 2748. 21 m²

内 訳

地 番	地目	地 積 (m²)
新潟県五泉市本町六丁目4937番2	宅 地	841.90
新潟県五泉市本町六丁目4937番6	宅 地	1, 412. 67
新潟県五泉市本町六丁目4938番2	宅 地	339. 33
新潟県五泉市本町六丁目4938番3	宅 地	154. 31

(6) 「さくらの里」の敷地

4筆 255.98㎡

地 番	地 目	地 積 (m²)
新潟県五泉市石曽根字神明前6049番1	原 野	5. 63
新潟県五泉市石曽根字神明前6049番11	宅 地	35. 02
新潟県五泉市石曽根字神明前7004番9	宅 地	215. 29
新潟県五泉市石曽根字神明前7005番5	宅 地	0.04

2 建物

(1) 「いずみの里」の建物

内 訳

9棟 2, 368. 14㎡

種類	所 在 地	構造	床面積(m²)
養護所	新潟県五泉市中川新字上ノ平1498番地	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	1, 610. 05
体育館	新潟県五泉市中川新字上ノ平1498番地	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	385. 47
燃料庫	新潟県五泉市中川新字上ノ平1498番地	コンクリートフ゛ロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	12.05
車 庫	新潟県五泉市中川新字上ノ平1498番地	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	45. 29
受水槽棟	新潟県五泉市中川新字上ノ平1498番地	木造セメント瓦葺平家建	33. 12
倉 庫	新潟県五泉市中川新字上ノ平1498番地	木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	84. 36
作業所	新潟県五泉市中川新字上ノ平1498番地	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	49. 68
作業所	新潟県五泉市中川新字上ノ平1498番地	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	99. 26
作業所	新潟県五泉市中川新字上ノ平1498番地	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	48.86

(2) 「第二いずみの里」の建物

4棟 2,477.88㎡

3棟 2,753.91㎡

内 訳

種 類	所 在 地	構造	床面積(m²)
養護所	新潟県五泉市中川新字上ノ平1498番地	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	2, 369. 70
車 庫	新潟県五泉市中川新字上ノ平1498番地	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	74. 21
燃料庫	新潟県五泉市中川新字上ノ平1498番地	木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	12.00
燃料庫	新潟県五泉市中川新字上ノ平1498番地	コンクリートブロック造合金メッキ鋼板ぶき平屋建	21. 97

(3) 「満日の里」の建物

内 訳

種 類	所 在 地	構	造	床面積(㎡)
養護所	新潟県新潟市秋葉区七日町字池田6085番地	鉄骨造アルミニュ	ーム板葺平家建	2, 323. 00
車 庫	新潟県新潟市秋葉区七日町字池田6085番地	鉄骨造亜鉛メッ	キ鋼板葺平家建	75. 52
養護所	新潟県新潟市秋葉区七日町字池田6085番地	木造合金メッキ針	鋼板ぶき平家建	355. 39

(4) 「菅名の里」の建物

4棟 3, 481. 49㎡

種	類	所 在 地	構	造	床面積(m²)
養護	隻所	新潟県五泉市馬下字大沢1814番地19	鉄筋コンクリート造ステ	シレス葺 2 階建	3, 273. 41
車	庫	新潟県五泉市馬下字大沢1814番地19	鉄骨造亜鉛メッキ錚	鋼板葺平家建	138.60
車	庫	新潟県五泉市馬下字大沢1814番地19	鉄骨造亜鉛メッキ錚	鋼板葺平家建	54.00
プロ	パン庫	新潟県五泉市馬下字大沢1814番地19	鉄筋コンクリート造ステ	シレス葺平家建	15. 48

(5) 「五泉中央デイサービスセンター」の建物

1棟 1, 100.00㎡

内 訳

種 類	所 在 地	構		床面積(ɪ	m²)
養護所	新潟県五泉市太田字獅子渕1133番地1	鉄骨造亜鉛メッ	ノキ鋼板葺2階建	1, 100.	. 00

(6) 「いずみ」の建物

1棟 349.74㎡

内 訳

種 類	所	在	地		構	造	床面積	(m^2)
養護所	新潟県五	泉市中	川新字上	ノ平5545番地1	木造亜鉛メッ	キ鋼板葺平家建	1 3	49. 74

(7) 「きなせ家」の建物

1棟 616.27㎡

内 訳

種 類	所 在 地	構	造	床面積(m²)
場	新潟県五泉市寺沢三丁目762番地3	鉄骨造亜鉛メ	ッキ鋼板葺2階建	616. 27

(8) 「五泉中央サポートセンター」の建物

1棟 156.45㎡

内 訳

種 類	所	在	地		構	造	床面積	(m^2)
事務所	新潟県五泉	表市太	田字獅	5子渕1135番地1	木造亜鉛ス	ペッキ鋼板葺平家建	15	56. 45

(9) 「せせらぎ」の建物

1棟 178.86㎡

内 訳

種 類	所	在	地		構	造	床面積((m^2)
養護所	新潟県五岩	泉市中		ノ平5545番地1	木造合金メッジ	F鋼板ぶき平家建	178	3.86

(10) 「なずな」の建物

1棟

 $252.12 \,\mathrm{m}^2$

種	類	所 在 地	構	造	床面積(m²)
工	場	新潟県五泉市木越字伝本乙2933番地1	鉄骨・木造亜鉛メ	ッキ鋼板葺平家建	252. 12

(11) 「特養うずらはし」の建物

3 0 8 1 . 4 3 ㎡

内 訳

種 類	所 在 地	構造	床面積(m²)
養護所	新潟県五泉市橋田字ウツラハシ丙515番地2	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	1, 004. 61
養護所	新潟県五泉市橋田字ウツラハシ丙497番地2	鉄骨造瓦葺平家建	1, 982. 58
車 庫	新潟県五泉市橋田字ウツラハシ丙497番地2	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	94. 24

(12) 「製菓工場及び農作業室」の建物

1棟 152.28㎡

内 訳

種 類	所	在	地		構	造	床面積	(m^2)
作業所	新潟県五泉	泉市中	川新字上	ノ平5545番地1	木造合金メッ	キ鋼板ぶき2階建	15	52. 28

(13) 「まおろしの郷」の建物

1棟 1,395.39㎡

内 訳

種 類	所 在 地	構	造	床面積(㎡)
老人ホーム	新潟県五泉市馬下字猿田1428番地甲	木造合金メッキ	鋼板ぶき2階建	1, 395. 39

(14) 「帛の郷」の建物

1棟 1,496.57㎡

内 訳

種 類	所 在 地	構	造	床面積(㎡)
老人福祉施設	新潟県五泉市本町六丁目4937番地6	木造合金メッキ	鋼板ぶき2階建	1, 496. 57

(15) 「さくらの里」の建物

2棟

525. 23 m²

内 訳

種 類	所 在 地	構	造	床面積(m²)
養護所	新潟県五泉市石曽根字本村309番地3	木造合金メッキ	鋼板ぶき平家建	328. 15
倉庫	新潟県五泉市石曽根字神明前7004番地1	鉄骨・木造亜鉛ク	ペッキ鋼板葺2階建	197. 08

(16) 「グループホームいろは」の建物

1棟

194.63 m²

内 訳

種 類	所 在	地	構	造	床面積(㎡)
養護所	新潟県新潟市秋	葉区七日町字池田6085番地	木造合金メッ	キ鋼板ぶき平家建	194. 63

(17) 「陽だまり」の建物

1棟

193.50 m²

種	類	所	在	地		構	造	床面積	(m^2)
養調	護所	新潟県五	泉市橋	新田字橋田	11/18/27/2011	木造合金メッキ	キ鋼板ぶき平家建	19	93. 50

(18) 「はしだ」の建物

内 訳

1棟

 $234.48 \, \text{m}^2$

種 類	所 在 地	構	造	床面積	(m^2)
養護所 新潟県五泉市橋田字橋田1482番地1		木造合金メッキ鋼板ぶき平家建		234. 48	

(19) 「幸老吉清水」の建物

1棟

315.91m²

種 類	所	在	地		構	造	床面積	(m^2)
養護所		泉市中	川新字上	ノ平5545番地1	木造合金メッ	・キ鋼板ぶき平家建	31	15. 91